

平成21年度まちなか再生総合プロデュース事業実施要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、近年におけるまちなか空間の急速な衰退に伴う都市機能の低下及び地域活力の減退に鑑み、財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）が、市町村（特別区を含む。以下同じ。）のまちなか再生を目的とする取組の推進に資するため、まちなか再生総合プロデュース事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(本事業の目的)

第二条 本事業は、まちなか再生に取り組む市町村の個々のケースに則して、具体的・実務的ノウハウを有する専門家をコーディネートし、併せて専門家に業務の委託等をする費用の一部を補助することにより、まちなか再生を居住機能・商業機能等総合的な側面から促進し、もって活力と魅力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第三条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 まちなか空間 商店街を含み、居住・業務・公共・商業など各種機能が雑居し、周囲に比べ相対的に高い密度で定住人口と交流人口の両方が集中している区域をいう。
- 二 まちなか再生 まちなか空間の施設整備・環境改善・維持管理、まちづくり会社の設立、地域資源のプロモーション、交通問題の解決及びまちづくりに要する資金調達等を行うことにより、まちなか空間における定住人口と交流人口の増大を図ることをいう。
- 三 まちなか再生事業 まちなか再生を目的に市町村が主体的に実施する事業をいう。
- 四 まちなか再生支援専門家 まちなか再生について具体的・実務的ノウハウ等を有する専門家(当該専門家が所属する法人を含む。)をいう。
- 五 まちなか再生支援専門家チーム まちなか再生事業を遂行するために、市町村の個々のケースに即した専門分野の異なる複数のまちなか再生支援専門家をいう。
- 六 まちなか再生プロデューサー まちなか再生事業全体の総合的な企画・調整・統制などを行うことにより、責任を持って中心的に事業を遂行するまちなか再生支援専門家をいう。

(本事業の実施内容)

第四条 財団が、本事業の実施に当たり行う業務は、次に掲げるものとする。

- 一 市町村の求めに応じたまちなか再生支援専門家チーム及びまちなか再生プロデューサー（以下「プロデューサー等」という。）のコーディネート及びそれに関わる人材情報の提供（以下「情報提供」という。）
- 二 市町村がまちなか再生事業を推進するためプロデューサー等に業務の委託等をする場合における委託等契約（以下「契約」という。）の契約金額に対する一部補助（以下「補助金の交付」という。）
- 三 補助金の交付を受ける市町村が実施するまちなか再生事業進捗のモニタリング
- 四 補助金の交付を受ける市町村が実施するまちなか再生事業のレビュー

(補助対象業務)

第五条 補助金の交付が受けられる委託等業務（以下「補助対象業務」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- 一 市町村が、まちなか再生事業の推進を目的として、プロデューサー等と契約を締結するものであること。
- 二 まちなか再生の観点から、事業実施に係る実質的成果を期待できるものであること。
- 三 市町村とプロデューサー等との連携を円滑に行う体制の整備等、効果的に実施されるような仕組みを有するものであること。
- 四 市町村が、継続的なまちなか再生を推進するために行うものであること。
- 五 他の市町村におけるまちなか再生のモデルとなり得るものであること。
- 六 独立行政法人、地方独立行政法人又は他の公益法人から補助対象業務に係る補助金等を受けないものであること。

(補助対象期間)

第六条 補助対象業務のうち補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間とする。

(補助金)

第七条 補助金の交付額は、プロデューサー等との契約金額の3分の2以内とし、1市町村につき1,000万円を上限とする。

- 2 プロデューサー等との契約のうち、補助の対象となる経費は、補助対象期間内の人件費、旅費、交際費、社会保険料、一般管理費、物件費、事務所賃借料その他の補助対象業務を履行するために必要となる経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。
- 3 前項の補助対象業務を履行するために必要となる経費には、成功報酬は含まないものとする。
- 4 第一項の補助金の交付額には、千円未満の端数はつけないものとする。

(補助件数)

第八条 財団が補助金の交付を行う市町村の数は、6市町村程度とする。

(補助金交付等申請)

第九条 第四条第一号に掲げる情報提供及び補助金の交付（以下「補助金の交付等」という。）を受けようとする市町村（以下「申請市町村」という。）は、次に掲げる書類等を財団に提出するものとする。

- 一 まちなか再生総合プロデュース事業補助金交付申請書(様式第1号)
 - 二 まちなか再生総合プロデュース事業調書(様式第2号)
 - 三 その他参考となる資料
- 2 申請市町村は、前項各号に掲げる書類等を直接財団に提出するものとする。この場合において、申請市町村（政令指定都市を除く。）は、申請した旨を都道府県に報告するものとする。
 - 3 前項の書類等の提出期限は、平成21年4月17日（財団必着）とする。
 - 4 財団は、必要がある場合には、前項の提出期限後に本事業の追加募集を行うものとする。

(申請内容の調査・検討)

第十条 財団は、前条の規定により同条の書類等の提出があったときは、申請内容の調査を行うものとする。この場合において、財団は、必要があると認めるときは、申請市町村及び関係者に説明を求めることができるものとする。

2 財団は、申請内容の総合的な検討に当たり、学識経験者、実務家及びまちづくり専門家等がまちなか再生支援協力委員会（以下「委員会」という。）を組織し、意見を求めることができるものとする。

(審査結果の通知)

第十一条 財団は、申請市町村に対し、前条の調査・検討の結果をもとに、補助金の交付等を行うことが適当であるか否かを審査し、その結果を直接申請市町村に通知するものとする。

(情報提供)

第十二条 財団は、前条の通知において補助金の交付等が適当であるとされた申請市町村で、情報提供を希望するものに情報提供を行うに当たっては、必要に応じ申請市町村にヒアリング等を行うこととし、申請市町村のまちなか再生に即したプロデューサー等となり得る複数のまちなか再生支援専門家の人材情報を提供するものとする。

(補助金交付決定)

第十三条 第十一条の通知において補助金の交付等が適当であるとされた申請市町村は、プロデューサー等との契約の内容が合意に至ったときは、次に掲げる書類等を直接財団に提出することとし、財団はその内容が適当と認められた場合は、補助金の交付決定を行うものとする。

- 一 プロデューサー等との業務委託等契約書案（以下「契約書案」という。）
- 二 前号の契約書案に係る仕様書等の写し
- 三 その他当該契約締結に当たり必要なもの

- 2 財団は、前項の補助金の交付決定をしたときは、直接申請市町村に通知するものとし、併せて、交付決定をした市町村名（政令指定都市を除く。）を都道府県に連絡するものとする。
- 3 前項の通知を受けた市町村（以下「補助市町村」という。）は、プロデューサー等との契約の締結後速やかに、その契約書の写し（以下「契約書写」という。）を直接財団に提出するものとする。
- 4 前項のプロデューサー等と締結する契約は、第一項第一号に掲げる契約書案と内容を変更することは認めないものとする。ただし、契約書案の内容に形式的な瑕疵がある場合その他の軽微な変更を行う必要がある場合で、事前に財団の承認を受けたときは、この限りでない。

(まちなか再生事業のモニタリング)

第十四条 財団は、補助市町村が実施するまちなか再生事業のモニタリングを行うに当たり、必要な場合は、委員会の協力を得て現地で会議を開催するものとする。

- 2 財団は、前項の会議を開催するに当たり、補助市町村及び当該プロデューサー等に対して、その出席を要請し、まちなか再生事業の進捗及び実施内容についての説明を求めるものとする。
- 3 財団は、第一項の会議を開催するに当たり、補助市町村と協議を行うものとする。

(まちなか再生事業のレビュー)

第十五条 財団は、補助市町村が実施したまちなか再生事業のレビューを行うに当たり、実績報告会を開催するものとする。

- 2 財団は、前項の実績報告会を開催するに当たり、補助市町村及び当該プロデューサー等に対してその出席を要請し、まちなか再生事業の実績及び成果について報告を求めるものとする。
- 3 財団は、第一項の実績報告会を開催するに当たり、補助市町村と協議を行うものとする。

(プロデューサー等からの完了見込報告)

第十六条 プロデューサー等は、補助対象業務が仕様書等のおり完了が見込まれるときは、補助市町村にまちなか再生総合プロデュース事業完了見込報告書(様式第3号)を提出し、補助対象業務の完了見込報告を行うものとする。

(補助金の概算払請求)

第十七条 補助市町村は、まちなか再生総合プロデュース事業完了見込報告書の提出があったとき、これを確認し、次に掲げる書類等を直接財団に提出するものとする。

- 一 まちなか再生総合プロデュース事業補助金概算払請求書(様式第4号)
 - 二 まちなか再生総合プロデュース事業進捗報告調書(様式第5号)
 - 三 まちなか再生総合プロデュース事業完了見込報告書の写し
 - 四 その他参考となる資料
- 2 前項各号に掲げる書類等の提出期限は、平成22年3月12日(財団必着)とする。

(補助金の交付)

第十八条 財団は、前条の書類等の提出があったときは、これを審査し、適正と認められた場合には、平成22年3月31日までに、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の補助金の交付は、交付決定のあった補助金の全額を概算払するものとする。
- 3 財団は、前項の概算払以外の方法で補助金の交付は行わないものとする。

(プロデューサー等からの事業完了報告)

第十九条 プロデューサー等は、補助対象業務が完了したとき、速やかに補助市町村にまちなか再生総合プロデュース事業完了報告書(様式第6号)を提出し、補助対象業務の完了報告を行うものとする。

(補助対象業務の実績報告)

第二十条 補助金の交付を受けた市町村(以下「交付市町村」という。)は、補助対象業務完了後速やかに、次に掲げる書類等を直接財団に提出し、補助対象業務の実績報告を行うものとする。

- 一 まちなか再生総合プロデュース事業実績報告書(様式第7号)
 - 二 まちなか再生総合プロデュース事業完了確認調書(様式第8号)
 - 三 まちなか再生総合プロデュース事業完了報告書の写し
 - 四 その他参考となる資料
- 2 交付市町村は、やむを得ない事由により補助対象業務の規模が縮小し、補助対象業務に係る予算

の執行済額の3分の2が、第十八条の規定により交付を受けた補助金の額を下回ったときは、その差額を返還するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第二十一条 財団は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- 一 第十三条第一項第一号に掲げる契約書案と同条第三項の規定により財団に提出する契約書の内容が異なったとき（同条第四項の規定により財団から承認を受けた場合を除く。）。
- 二 仕様書等に記載された成果を挙げることが困難となったとき。
- 三 プロデューサー等との契約が違法な手段により締結されたとき。
- 四 補助市町村がプロデューサー等と契約を締結できなかったとき、又は契約を解消したとき。
- 五 財団から交付された補助金が、目的以外の用途に使用されたとき。
- 六 第十七条第一項各号に掲げる書類等が同条第二項に定める期限までに提出されなかったとき。
- 七 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付を行うことが、社会通念に照らして適当でないと認められるとき。

2 前項の場合において、第十八条の規定により交付を受けた補助金がある場合には、これを返還するものとする。

(情報公開)

第二十二条 財団は、補助金の交付決定後に、補助市町村名、プロデューサー等の名称、補助対象業務の概要その他の内容を公表することがあるものとする。

(法令遵守)

第二十三条 財団が本事業において市町村に交付する補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）に定める補助金等に準ずるものとし、市町村は、法令等を遵守し誠実に本事業に係る事務を行うものとする。

(その他)

第二十四条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。